

支援事業・制度の概要

分野	② 交通・通信
活用する場面	V 「地域の拠点となる施設等を整備したい」場面
事業・制度の名称	無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)
趣旨	地理的条件や事業採算上の問題により携帯電話等を利用することが困難な地域において、携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電話の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保する。
実施主体	①基地局施設整備…市町村 ②伝送路施設整備…無線通信事業者等
支援対象事業	携帯電話等の無線システムによるサービスを利用できない過疎地等において、市町村が携帯電話等の基地局を整備する事業や無線通信事業者等が基地局開設に必要な伝送路施設を整備する事業
採択要件、補助要件	条件不利地域において、市町村が基地局施設を整備する事業又は無線通信事業者が伝送路施設を整備する事業が対象
補助率、補助限度額等	補助率…2/3(世帯数が100以上の場合:1/2)
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	総務省が市町及び無線通信事業者を通じて募集
最近の実績	平成23年度 2町 平成24年度 2町
県の担当窓口	情報政策課 情報企画グループ TEL:089-912-2228 FAX:089-912-2284 E-mail:jouhouseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	総務省
関係URL	